

令和８年度第１回 甲府市成年後見制度利用促進審議会 議事録

■日 時 令和８年８月２４日（月）午後５時３０分から

■場 所 甲府市役所本庁舎４階 大会議室

■出席者 ６名

■事務局

福祉支援室長、長寿介護課長、障がい福祉課長、社会福祉協議会福祉支援課長、外一般職員

■次 第

１ 開会

２ 福祉支援室長あいさつ

３ 会長あいさつ

４ 議事

（１） 第３次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組及び甲府市成年後見制度中核機関活動について（令和７年度）

【資料１－１】【資料１－２】【資料２】

（２） 第３次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組について（令和８年度）

【資料１－２】【資料３】

（３） 第４次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

【資料４－１】【資料４－２】

（４） その他

５ 閉会

■議事審議内容

（１） 第３次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組及び甲府市成年後見制度中核機関の活動について（令和７年度）

【委員】

現在、市社協で法人後見を受任している件数は何件か。

【事務局】

本日時点で、法人後見受任案件は１６件である。

【委員】

市民後見人の選任が芳しくない状況で、法人後見受任案件のうち市民後見人と一緒に受任できる案件や、市民後見人に引き継げそうな案件というのは、あまり無いものなのか。

【事務局】

本協議会で受任している案件は、困難案件が多く、すぐに市民後見人に引き継げると考えられる案件は、今のところはないと考えている。

【委員】

現在、バンク登録している市民後見人は何人か。

【事務局】

バンク登録者数は35名である。

【委員】

そのうち、実際に受任している市民後見人は何人か。

【事務局】

実際に受任しているのは、3名である。

【委員】

地域包括支援センターでも成年後見に関する相談件数も増えており、周知活動を積極的にされていると感じているところである。その中でも、アンケート結果にあるように、民生委員の力もすごくあると感じている。一方で、地域包括支援センターの中でも、なかなか民生委員のなり手が無かったり、民生委員の高齢化が進んでいたりというところで、次の世代へ繋いでいけるような担い手というところでも、少し先を見越した検討も必要であると考えている。市民後見人のところでも、バンク登録している方の年齢層も気になるところであり、民生委員が市民後見人になるように勧める取組もあるようだが、結構高齢の方もいるので、市民後見人としての継続性というところを考えると、年代等、市として考えているところがあれば、教えていただきたい。

【事務局】

現在、市民後見人として活動されている3名は、60代から80代である。また、市民後見人活動バンクの登録者は60～80代が中心であり、現役世代の60代以下は仕事のため受任が困難な場合が多い。また、国において必要な時に利用し、課題が解決すれば終わることができるような制度改正が進んでいることも踏まえ、他市が取り組む「意思決定支援サポーター」や「市民サポーター」といった、市民後見人よりハードルの低い地域のボランティアの受け皿づくりを含め検討する。

【委員】

近年ご近所付き合いや人間関係が希薄化し、高齢者等は孤立しやすい傾向にある。民生委員も高齢化や担い手不足、過去よりも量的・質的な支援負担の増加といった課題も抱えており、民生

委員等既存の担い手だけに頼るには限界が来ているのではないかと思う。

【委員】

市民後見人に関して、初期の支援が重点的に必要な段階は専門職後見人が対応し、安定した段階で市民後見人に引き継ぐ体制が理想とされている認識である。しかし、専門職後見人の立場からすると、最も支援を要する初期段階の後に引き継ぐと経営上苦しいとの意見も聞いたことがある。そのため、最初から複数後見人で受任したうえで難易度の高い問題解決は専門職後見人が行い、問題が解決したところで、市民後見人が意思決定等で中心となって本人に関わっていくような後見活動ができるようになっていくことが理想だと思う。なお、親族後見人からは困難事例について相談されることがあるか伺いたい。

【事務局】

親族後見人からの相談は年間を通じて一定数あるが、相談内容として多いのは年1回の家庭裁判所への定期報告の書き方等事務的手続きに関する相談であり、困難事例についての相談は自身の経験上ない。

【委員】

報告書は昨年から記載内容等に変更があったため、相談件数が多かったと推察する。小笠原委員に伺いたいですが、弁護士であるご自身が受任している案件で、市民後見人に引き継ぎできそうな案件はあるか。

【委員】

やはり困難な事情を含んでいる案件が多いため引き継ぎできそうな案件は限定的であり、自身の経験でも引き継ぎ実績は1～2件に留まる。また、施設費用の支払いや金銭管理のみとなっている案件もあるが、初期段階終了後に引き継ぐことには正直なところ経営上苦しい面もある。他県では複数後見人で支援を開始し、その後市民後見人に引き継ぐ取り組みもあるようだが、当市でも中核機関等からそうした案内を積極的に発信してもらえれば、引き継ぎを申し出る専門職後見人は存在すると推察する。

【委員】

成年後見制度の普及啓発に関して、地域包括支援センターへの相談実態として、病院のソーシャルワーカー等から「施設入所契約等に必要だから」や「金銭管理をしてほしいから」等の理由のみで成年後見制度を利用したいとの相談が多いと感じている。その中で、実際に、その案件が制度に適応するかどうか等についてまでの判断が十分ではない印象も受けている。そのため、医療機関や障がい分野の福祉関係者にこそ制度の趣旨や権利擁護について普及啓発すべきと考えるが、現在実施しているか。

【事務局】

これまでは高齢者施設等での周知を中心に実施してきたが、ご指摘のとおり、医療機関（特に精神科病院）のソーシャルワーカーや施設職員から、意思決定支援や権利擁護の視点が薄く、後見ありきの相談は多いのが実情と認識している。そのため、今後においては勉強会の対象として病院のソーシャルワーカーや障がい者施設等にまで広く拡大して開催することも含めて検討しているところである。なお、甲府市成年後見制度利用推進連携協議会でも同様の問題提起がなされていることもあり、今後は病院との連携を深めながら単なる施設入所等のための利用を防ぎ、制度の正しい理解と意思決定支援の重要性の普及啓発に取り組みたいと考えている。

【委員】

今後、成年後見制度が補助に一本化されると、現行の保佐・後見といった他類型からの移行方法等の議論が重要になると考えられる。そのうえで、高齢者分野だけでなく、障がい分野等でも、制度の理解を進めることについて、社会福祉協議会として現在どのような議論がなされているか伺いたい。

【委員】

ご質問の趣旨とは少しずれるかもしれないが、社会福祉協議会の実態や意見を述べる。市民後見人に関しては、養成研修を行っており、参加者数自体は非常に多い。しかし実際に研修を行った後に市民後見人となる人は限定的であり、成年後見制度の知識を得たいという動機で参加している人がほとんどという印象である。また、年齢的にも定年後の高齢者世代が多いため、若い現役世代が市民後見人となる事例はあまりない状況である。

民生委員については確かに高齢化や減少しているものの、全国と比して決して少なくはなく、現時点で人員数自体は充足している状況である。一方で、民生委員の仕事は昔と比較して量的・質的にも多くなっているため、新しく就任を希望する人は少なくなってくると推察している。

また、社会福祉協議会は子どもから高齢者、障がい者までを対象とする事業を実施しているが、社会環境や人々の生活環境の変化、個人情報保護法等の影響により、業務負担が増大している印象がある。そのなかでもどう対応していくかが今後の大きな課題であると捉えている。

【委員】

中核機関が関与する定例会では困難事例を中心に議論していると思われるが、困難事例以外も含めた個別のケース会議については、定例会とは別に都度行われているという認識で相違ないか。また、それらの会議で交わされた議論の記録は、すべて蓄積・活用されているのか。

【事務局】

個別のケース会議は、基本的には病院や施設等から依頼があった際に、依頼元や社会福祉協議会等へ中核機関の職員が出向き、支援中の場合は支援チームの会議に参加してアドバイス等を行ったりしている。つまり、必要に応じて臨時的に集まって実施している状況である。また、後見

人が就任した際の引き継ぎ会議や、支援者が必要と判断された場合のチーム形成支援等も実施している。各会議の主催はケースバイケースだが、相談を希望する医療機関や施設等が担うことが多い。会議録も作成・保存し、必要に応じて制度利用や市長申立判断の資料等として活用している。

【委員】

法改正に伴い今後は補助に一本化されるため、このような仕組みが構築されていることは良いと思う。法改正を踏まえてどのような支援を行うかは今後ケース会議等で検討することになると思われるため、新制度へ移行した際にもスムーズに対応できるよう、今後も運用方法の検討を継続していただきたい。

【委員】

市の成年後見制度における報酬費用助成について意見を述べる。家庭裁判所の決定報酬が年額26万円程度であるのに対し、施設入所者の助成上限額は年額約21万円程度にとどまり差額が生じている。対象となる低所得者等には負担能力がないことが多いため、上限を超えた差額分について専門職後見人側が持ち出しを余儀なくされているのが現状である。また、全国の半数以上の地方自治体が本市と同様の助成基準を適用しており、これは約20年以上前の古い国の通知が根拠となっているようである。以上を踏まえ、現在の支援実態に即した助成基準の見直しについても検討いただきたい。

(2) 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組について（令和8年度）

【委員】

市民後見人の啓発について、民生委員は既存業務だけでも多忙な状況にあり、そこへ市民後見人まで担わせるのは酷かもしれない。一方で、地域包括支援課等の「生活支援体制整備事業」や「すこやか地域サポーター養成講座」等には、意欲ある地域のボランティアが多数登録・参加している認識である。そのため、市民後見人の増加に向けては、民生委員に限らず、こうした地域のボランティア等も対象に含めて取り組んではどうかと思うが、いかがか。

【事務局】

現在、民生委員だけでなく幅広く多くの方に養成講座を受けてもらえるよう、ホームページ等での周知や広報活動を行っている。一方で、ご指摘のとおり当市では地域のボランティア等、様々な社会資源が存在するため、そうした方々により多く届けられるような案内方法等を検討したいと考えている。やまなし市民後見人養成基礎講座は9月12日からと開催が直近であり、その申込期限が9月上旬までとなっている。限られた日程のなかで、どのような方法で周知するのが効果的かを含めて検討し、広報活動を継続したいと考えている。

【委員】

例えば山梨中央銀行の銀行員等、現役で窓口対応や金銭管理等を実施している市民も含めて案内してもらえるとより良いのではないかと思います。

(3) 第4次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の策定について

【委員】

計画策定を年度内に進めるにあたり、成年後見制度に関する国の具体的な制度改正方針やスケジュール感がまだ見えていない状況だと思う。そのなかで、当市での計画策定の進め方についてどのように考えているか。

【事務局】

国の動向は審議会等の情報をホームページ等で都度確認しつつ進めているが、今後その内容も踏まえて対応・反映していく方針である。なお、状況によっては本審議会等の開催時期が予定より前後する可能性もあると考えている。

【委員】

成年後見制度については、身寄りのない高齢者や障がい者を含めた支援が必要なため、市の他の福祉計画の内容も踏まえて策定が必要かと思うが、どのように策定を進める想定か。

【事務局】

本市では今年度、「高齢者いきいき甲府プラン」および「障がい者福祉計画」の策定を予定しているため、これらと同時並行で策定を進めている。そのうえで、ご指摘の身寄りのない高齢者への支援等については、同プラン等と連動して検討を進めている。

【委員】

計画策定にあたっては、県等の権利擁護等の政策とも整合性を図る必要があると考えている。次回審議会では、事務局よりそのような観点も含めて骨子案および目標設定の説明を行っていただき、委員の皆様から多角的な意見を頂戴したい。

(4) その他

質疑なし

資 料：

次第

資料1－1 第3次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組について（令和7年度）

資料 1－2 活動指標について

資料 2 甲府市成年後見制度中核機関の活動について（令和 7 年度）

資料 3 第 3 次甲府市成年後見制度利用促進基本計画の取組について（令和 8 年度）

資料 4－1 成年後見制度利用促進基本計画の策定について

資料 4－2 成年後見制度利用促進基本計画に関するアンケート調査報告書